

令和5年 第11回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和5年11月24日(金) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（9件）

高農議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
高農議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)
高農議第43号 相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと(2)
報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(1)
報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(3)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	尾塩 昌昭
	事務員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課	課 長	松本 剛
-------	-----	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第41号～第43号の9件、報告第37号～報告第38号の4件、併せて13件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番 松本委員、及び 12番 芦谷委員よりお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第41号は農地法第3条第1項の許可申請で、3件ございます。
- (高農議第41号、1～3番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。
- 2番 事務局の説明通りで、伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 続いて、申請番号2番について、米田地区お願いします。
- 6番 事務局の説明通りで、米田地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 続いて、申請番号3番について、北浜地区お願いします。
- 12番 事務局の説明通りで、北浜地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議41号は承認されました。
- 続きまして高農議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第42号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のことで、4件ございます。

	(高農議第42号、1～4番を読み上げる)
	別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。申請番号1番について、阿弥陀地区お願いします。
9 番	事務局の説明通りで、阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
議 長	地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
5 番	第3種農地と判断されている理由に、(申請地の)西側の道路に水道管、下水管理設されているため3種農地と判断されていますが、そうした場合西側の道路に面する農地は全て第3種農地になるのでしょうか。
事務局	農地種別は、個別に判断します。今回の申請で第3種農地と判断する要件は、それに加え、申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある場合となりますので申請地の西側の道路に面する農地すべてが第3種農地にはあたらないと考えられます。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	続いて、申請番号2番について、阿弥陀地区お願いします。
10 番	事務局の説明通りで、阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。10月30日に譲受人と水利、農会で現地立会し、畔の草刈りを年に4～5回行い、水路にも影響がないことを確認しております。
議 長	地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
3 番	口頭での確認だけですか。
10 番	誓約書をもらっています。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	続いて、申請番号3番について、阿弥陀地区お願いします。
8 番	事務局の説明通りで、阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
議 長	地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	続いて、申請番号4番について、阿弥陀地区お願いします。
9 番	事務局の説明通りです。申請地の南側と北側隣接地の同意がえられない為、疎明書を添付し申請されております。
議 長	地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
3 番	太陽光発電システムを設置することで、電磁波が発生し、人体や周囲への影響はあるのでしょうか。電磁波による人体等への影響はあると思われるのですが。
事務局	譲受人は、電磁波による被害は発生しないと回答していますが電磁波がどれだ

	け発生するといったデータについての記載はありません。隣接地所有者は、その他に赤外線が反射して温度が上がることを気にかけておりました。譲受人は、被害がある場合については、法律に違反している部分については保証しますと回答しています。
3 番	電磁波による影響が非常に気になります。
5 番	景観的にもよくないという意見がありますが、景観についての規制や条例はあるのでしょうか。
事務局	申請地のところには景観に対する条例や規制はありません。 地区によっては太陽光に転用してはならないと決めており、同意はされないで地元で調整されております。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 ありませんのでこの案件については、許可相当であるが、電磁波による人体、農作物に影響はないのか。景観的にはよくないといった内容の意見をつけて、県に意見書を提出することでよろしいか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので、高農議第42号は承認されました。 続きまして高農議第43号「相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	高農議第43号は相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のことで、2件ございます。 (高農議第43号、1～2番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。ご質疑並びにご意見は、ございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので、高農議第43号は承認されました。 続きまして報告第37号「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第37号は農地法第3条の3第1項の規定による届出のことで、1件ございます。 (報告第37号、1番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第38号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。 報告第38号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、3件ございます。 (報告第38号、1～3番を読み上げる)
事務局	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
議 長	なし
各委員	なし
議 長	以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前 1 1 時 3 0 分

議事録署名委員

松本 眞実子委員

芦谷 博務 委員